

解決金額の決定について

上記の議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定にもとづき、解決金の額を決定したいので、この案を提出いたします。

解決金額の決定について

青梅市は、術後の合併症により障害が残ったことに対し、下記のとおり解決金の額を決定する。

記

- 1 解決金の額
¥2,000,000. —
- 2 相手方
青梅市在住者
- 3 概要

青梅市立総合病院において、平成30年9月3日、相手方の右手首骨折に対する手術を行ったところ、その後に出血が認められたことから同月18日再手術を行ったものの、術後の合併症により右手指機能の障害が残ったことについての解決金